

京都府海洋調査船「平安丸」 令和8年度定期整備仕様書

京都府水産事務所

第一章 一般

- 1 この整備の施工に際しては、丁寧に行うこと。また、原則通常勤務時間内に終了すること。
- 2 乾ドック又は浮きドックによる入渠を行うこと。
- 3 本整備は、発注者が指名する監督職員の指示に従い疑義が生じたときは、速やかに監督職員と協議の上施工すること。
- 4 整備にあたり撤去及び廃棄するものについては、監督職員の指示により処理すること。
- 5 始業時に当日の作業内容がわかる資料を提出すること。
- 6 請負業者は、工程表を提出し、その承認を受けること。
- 7 整備期間中請負業者は、本船の必要とする電力及び飲料水を供給し、岸壁離接時は、曳船等により援助するものとする。
- 8 整備期間中請負業者は、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、請負業者が、その責めに任ずるものとし、船体、機関、無線、その他の機器類を損傷せしめた場合は、請負業者の負担において修復すること。
- 9 解放部のOリング、各パッキン類、ガスケット、割ピン、廻り止めワッシャー等は新替すること。
- 10 機関部全般の交換部品及び機器類は、本船支給とある以外は、全て請負業者の支給とする。
- 11 係留運転については、監督員と協議のうえ決定すること。
- 12 この整備の施工にあたる船体部、機関部等の施工体系図を提出すること。
- 13 請負業者は、船体回航に伴う往復燃料を負担すること。

※速力13ノット／h、燃料(A重油)消費量220L／hで計算

※油種はローサルA重油(低硫黄A重油)とする。

※代表性状表及びMSDS(製品安全データシート)を提出すること。
- 14 この整備期間中に必要な監督職員2名と、本船作業員の宿泊費を負担すること。
- 15 契約期間によらず、整備期間は15日以内とすること。

第二章 船体部仕様

1 入出渠及び滞架料(10日間)

総トン数	全長	幅	深さ
191トン	43. 14m	7. 50m	3. 20m

※ 超音波機器、船底集合タンク等、船底突出機器に注意を要する。

※ 船体の移動、離接岸作業は、すべて造船所にて行うこと。

2 塗装作業等(別紙1 塗装要領及び塗装面積表参照)塗料は中国塗料(株)を指定

外板研磨に際しては、音波送受信部及び正常な塗膜へは傷をつけないよう十分な配慮を行うこと。

(1) 船体の洗浄

項目	仕様	範囲
清水洗浄	清水にて高圧洗浄を行い、海藻類、貝類等の付着物を完全に除去すること。また、舵板周辺の隙間など細部も確認し、それらを除去すること。	外板総面積
		726㎡

※ 船底外板には、ビルジキール、舵、ソナードーム、シーチェスト等を含む。

※ 船側外板にはホースパイプ、マストハウス側面及びギャロス側面並びに後部を含む。

※ 船体洗浄後、ソナードーム等のシリコン詰め部分の脱落がある場合はシリコン詰めを行うこと。

(2) 船底外板の塗膜剥離発錆部錆落とし及び塗装仕上げ

項目	仕様	範囲
塗膜不良部手入れ	ディスクサンダー等により塗膜不良部及び発錆部は入念な錆落としをすること 塗膜の凹凸を平滑にすること	
塗装	A/C(バンノー1500) タッチアップ1回	音波送受信部に塗料を付着させないこと
	A/C(CMP AC EP) タッチアップ1回	
	A/F(シーグランプリ2200) タッチアップ1回	
	オールオーバー1回	

※ 船底外板には、ビルジキール、舵、ソナードーム、シーチェスト等を含む。

※ メインスクリュー、船首尾スラストスクリューは磨き後、ペラクリーンを塗装。

※ 喫水線付近、塗膜クラック発生箇所については、研磨の上再塗装を行うこと。

(3) 整備期間中の電気の供給

(4) 整備用足場の組立及び撤去

3 一般工事

(1) 船外に通じる船外弁22個(含波止弁)、船底弁8個の取外し整備復旧

※ すべてフランジから弁本体を取り外し、船外で整備。不良品は検定品に交換すること。

弁取付場所	弁数量	内、波止弁数量
倉内倉庫(最下層)	4	2
艀室内	2	2
甲板長倉庫	1	0
舵機室	1	0
バウスラスター室	2	1
機関室内	12	4
機関室内(船底弁)	8	0

(2) 船底部の保護金属板交換(計54枚)

取付場所	材質・タイプ・寸法(mm)	数量(枚)
舵板	防食アルミニウム CA-9C 150×300×30	6
外板部	防食アルミニウム CA-8B 100×200×30	44
ビルジキール		
船尾部		
シーチェスト		
スラスター本体及びトンネル		
メインプロペラ軸ロープガード内	防食亜鉛 CZ-7A-1/2 17.5×70×75	4

※ 交換後、取り付けナット頭部はシリコン詰めをすること。

※ 交換用の金属板については全数本船支給とする。

(3) スキャニングソナー消耗部品の交換を含むメーカーの指示する整備

※ メーカーが指定する塗料による塗装を含む

第三章 機関部仕様

整備概要

1. 機関整備においては、各指定メーカー技術員又は、船舶機関整備士が施工し、取替部品は造船所所掌とする。
2. 陸揚げ機器整備は清潔な屋内で実施し、交換部品を含め屋内にて保管管理する。
3. 整備時は白ウエスを使用し、整備作業全般には付帯整備を含むこととする。
4. 水圧、空圧等の耐圧漏洩試験及び作動確認試験を行うときは、機関部乗組員の立ち会いの下実施し、各種タンク清掃後においても機関部乗組員の点検後、復旧すること。
5. 本船担当造船所職員は、作業予定表及び作業日報を当日作業前に提出すること。

1 主機関 1台

ヤンマー 型式6EY22AW 1,330kw・900rpm 機番0553

- (1) サンプタンク、クランク室内、減速機、増速機の潤滑油抜き出し処理、清掃後新油張り込み復旧
(出光ダフニーSX40 3,400ℓ工場手配)

2 発電機関 2台(1号機・2号機)

ヤンマー 型式6HAL2-WHT 160kw・1,200rpm 機番9028／9029

- (1) クランク室内の潤滑油抜き出し、清掃後新油張り込み復旧。
(出光ダフニーSX40 1-(1)の3,400ℓ内に含む)

3 一般工事

- (1) 船底ビルジ、ドレンタンク内の廃油抜き出し処理(処理証明書写しの提出)、整備終了後、船底及び
機関室内の清掃
1) 証明書は1の(1)及び2の(1)を含む

塗装要領

- 1 本船の塗装工事は、本仕様書に定めるところに従って施工する。なお、この基準に
規程しないことに関しては、塗料メーカー推奨及び一般船舶に準じて施工する。
- 2 特に指定するもの以外、塗料は中国塗料製とする。
- 3 強風、その他の理由で、塗装面にゴミが付着するおそれがあるときは塗装を行わ
ない。
- 4 降雨の際には屋外での塗装は行わない。
- 5 ゴムパッキンその他の油脂分の付着をきらい箇所及び滑動部等には、塗装が付着し
ないように注意する。

(1) 使用塗料(中国塗料指定)

(船底部)

- ・ バンノー1500 CMP AC EP シーグランプリ2200

(外舷部及びブルワーク外面)

- ・ バンノー1500 CMP AC EP アクリ800白

(2)「平安丸」塗裝面積

外板関係

- 船底部 430m²
- 外舷部 296m²